

調達管理番号・案件名
26a00230_トルコ共和国中小零細企業のためのメンタリング・ネットワーキングサービス開発

質問と回答は以下のとおりです。

2026年6月22日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	全体	本事業のプロジェクト目標・上位目標をご教示ください。 企画競争説明書にプロジェクト目標・上位目標の記載がありません。配布資料Aide Memoire添付書類に修正後の英文プロジェクト目標・上位目標、対処方針結果に修正後の和文プロジェクト目標・上位目標がありますが、これらが本事業のプロジェクト目標・上位目標と理解してよろしいでしょうか。	本事業は技術協力プロジェクトではなく、個別専門家案件のため、プロジェクト目標・上位目標、及びPDMはありません。Aide Memoire添付書類の中では、c/pや関係者間で認識をすり合わせるために記載をしていました。
2	0	全体	JICA事業のジェンダー分類のうち、本事業はGI(P), GI(S), GIなど、どの事業にあてはまるでしょうか。	本事業は個別専門家案件のため、ジェンダー分類はありません。
3	1	契約履行期間	契約履行期間は「2026年8月～2028年8月」となっている一方、案件概要表の3. 事業概要(2)事業実施期間では「2026年10月～2028年9月を予定」との記載がありますが、契約履行期間と事業実施期間にずれがある理由をご教示いただけますでしょうか。	案件概要表は、作成時点での想定を記載しています。公示に記載の契約履行期間が最新です。想定よりも公示等にかかる手続きが早く進められたため、前倒ししています。
4	7	2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容	プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容として、2点が挙げられていますが、公示文書p13の脚注5にある、広報資料に関する提案が、こちらには記載がありません。プロポーザルの本文には提案を記載することになると思いますが、様式4－0への記載は必要ないということでしょうか。	特に具体的な対案を求める内容ではございませんので、様式4－0への記載は不要となります。現状の想定をプロポーザル内で記載ください。
5	7	【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点1. 企画・提案を求める水準	「R/Dで設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して…」とありますが、R/Dを共有していただけますか。	記載の誤りがございました。申し訳ございません。個別専門家案件のため、R/Dはありません。
6	9	2. (1)成果2における実施地域等について	「成果2はカフラマンマラシュ県で実施するが、ハタイ県からKOSGEB職員や関係者を呼び寄せて合同で活動を実施することを検討する」とあります。本事業では遠隔地域から参加する職員の日当・宿泊費・交通費は相手国政府側から支出されると整理されているでしょうか。もしプロジェクトが支出すると整理されている場合、JICAトルコ事務所の日当・宿泊費参考レートをご教示ください。	宿泊費、及び都市間移動の交通費はプロジェクトからの支出を想定しています。日当はKOSGEBからの支出を想定しており、トルコ事務所のカフマランマラシュの宿泊費標準単価は24,000円となります。日当の支出が必要となる場合においては、契約変更を含めた検討をさせていただく想定となります。
7	10	(5) 上から12行目	「シリア難民が所有・主導するビジネス」への配慮について記載がありますが、シリアへの帰還民や、帰還を視野に入れているシリア人事業者についても、本事業の対象として想定されていますでしょうか。	「シリアへの帰還民」が、既にシリアに帰還した方ということでしたら対象外です。それ以外は対象として想定しております。
8	10	(5)シリア難民	対象となるシリア難民は特に女性シリア難民に留意するか、ジェンダーを問わず所有・主導するビジネスをもつシリア難民全員を留意すべきか、どちらでしょうか。	後者です。
9	11	(1)① 下から2行目	成果1の活動1-5では、成果2に関連する活動の成果を取りまとめ、持続可能なコンサルテーション・サービスモデルを提案するとされていますが、本モデルは主に被災地を事例とした対象地域での適用を想定したものでしょうか。それとも、KOSGEBはトルコ国内における全国的な展開も視野に入れたモデル化を想定されていますでしょうか。	本事業では、カフラマンマラシュ県及びハタイ県でのモデル提案を想定しています。
10	11	(1) プロジェクトの活動に関する業務 ①成果1に関わる活動 ②成果2に関わる活動	ワークショップ及び研修の会場は提供されると理解しましたが、その他コンサルタント側での用意が想定される項目で見積計上が必要なものがあればご教示ください。	ワークショップ実施に当たり必要と思われる経費を一般業務費として計上ください。
11	12	特記仕様書案 第4条 2.(1)活動2-2	成果2に係る活動はカフラマンマラシュで実施することから、パイロット企業はカフラマンマラシュ所在企業に限定されると理解しますが、正しいでしょうか。成果2は”カフラマンマラシュ及びハタイにおいて成功事例が構築される”ことを掲げていますが、論理的にハタイでは成功事例は構築されないと思料します。	パイロット企業はカフラマンマラシュ所在企業を想定しており、OJTはカフラマンマラシュでの実施を想定しています。当該OJTにはハタイのKOSGEB職員の現地参加を想定しており、当該知見の習得、ハタイ向けの広報発信を持って、2県での成功事例構築とすることを想定しております。

12	12	第4条 業務の内容2. 本業務にかかる事項(1)プロジェクトの活動に関する業務②成果2に関わる活動 表	目的に「KOSGEB支部のSMEエキスパート」と記載されており、目的ではなく対象者だと思われるのですが、目的をご教示いただけますでしょうか。	記載が途中で切れており、失礼いたしました。目的は「KOSGEB支部のSMEエキスパートがコンサルティング・サービスに必要な知識及び優良事例のイメージを得ること」です。
13	13	第4条(1)③成果3	P14のリストには、イベントはアンタキア(想定だが1か所と理解)にて3回開催と記載されていますが、対処方針への結果報告P9には、「⑤ 女性企業家ネットワーク・サービス支援の比重について投入量や安全管理の制約から、モニタリング・サービスと女性企業家ネットワーク・サービスのそれぞれに投入できる人材や予算の概算を提示し、協議する(ネットワークは3回×2都市程度を想定)。」と記載されています。これは、計6回という意味でしょうか？それとも3回の開催は、1都市ではなく、別の都市で実施することもありという意味合いでしょうか？	対処方針P.9 の該当箇所は、渡航前の想定に記載です。その後、2都市(カフラマンマラシュとハタイ)ではなく、ハタイのみで3回の実施で先方と合意しています。ハタイの中でも、安全対策上の理由でアンタキアを想定しています。
14	14	第4条 業務の内容 2. 本業務に係る事項 (1)プロジェクトの活動に関する業務 ③成果3に関わる活動	活動3-2、活動3-3にかかるイベント会場、ワークショップ会場は未定となっておりますが、これらはKOSGEB支部または商工会議所による会場提供が可能ですでしょうか。提供が難しい場合、会場費も含めたイベント実施費用を見積もる必要がありますでしょうか。	ハタイでのKOSGEBまたは商工会議所による会場提供可否は未確定であるため、イベント実施費用を見積りに計上してください。
15	16	特記仕様書案 第5条 1.報告書等	表「本業務で作成・提出する報告書等及び数量」には「業務進捗報告書」が含まれていますが、本件業務は期分けを想定しないため、業務進捗報告書は不要として良いでしょうか。また、「半期報告・レビュー報告書」と「事業完了報告書」は表中に挙げられていませんが、新モニタリング制度に則り提出が必要でしょうか。	業務進捗報告書は部分払いの成果品とすることとし、以下の通り記載を訂正します。 業務進捗報告書 提出時期：2027年2月頃、2028年2月頃 なお、本事業は個別専門家案件のため、旧モニタリング制度及び新モニタリング制度は適用されません。
16	16	第5条1. 報告書等	業務進捗報告書について、期分した各期の契約履行期限(最終期間を除く)とありますが、本文中に期分に関する記載がございませんでした。期分はありますでしょうか。	期分けは想定していませんが、期分けをご提案いただくことは可能です。
17	17	第5条 報告書等1. 報告書等 本業務で作成・提出する報告書等及び数量 表	業務進捗報告書の提出時期が「期分けした各期の…」となっておりますが、本件は期分けされていないので、提出の必要はないという理解でよろしいでしょうか。	No.15の回答のとおりです。
18	18	第2章 特記仕様書案 第5条 報告書等 2.技術協力作成資料	(1)成功事例の取りまとめ資料及び(2)広報資料の言語の想定があればご教示ください。	英語及びトルコ語を想定しています。
19	19	第2章 特記仕様書案 第6条 再委託	ベースライン・エンドライン調査について、「40社・機関／月、数量2」とありますが、これは40社を対象に事前・事後で各1回、計2回実施するという理解でよろしいでしょうか。「／月」の指定は、毎月単位での情報取得が必要ということでしょうか。また、40社は必須条件でしょうか。	毎月ではなく、事前・事後で計2回(1月ずつ)、各40社でお見積りをお願いします。 数量については、見積もり条件を合わせるため指定させていただきましたが、実際の調査対象数は、実施前にJICAと協議を行い決定させていただく想定となります。
20	19	第2章 特記仕様書案 第6条 再委託	女性ネットワーク活動に係る再委託について、想定されている業務範囲をご教示ください。活動の企画・運営まで含まれるのか、会場手配・参加者調整等のロジ業務が中心なのか確認させてください。 また再委託先として、KAGiDを選定することは可能ですでしょうか。	必ず再委託とするものではないため、想定した業務範囲についてご検討ください。 KAGiDは連携の有力候補先ではありますが、事前調査においてJICAと協議は行っておらず、別の再委託先でも問題ございません。
21	19	特記仕様書案 第6条 再委託	ベースライン・エンドライン調査の再委託契約の仕様・想定規模について、「40社・機関/月」との記載は"1か月あたり40社・機関の調査を行う"の意味と考えますが、何か月間の調査を想定されていますか。あるいは、「40社・機関/回」、すなわちベースライン・エンドラインそれぞれ40社・機関程度の調査とし、それを2回行う想定をされていますか。	No.19の回答のとおりです。
22	19	特記仕様書案 第6条 再委託	再委託を認める項目の「女性ネットワーク活動(3回)」について、第3章2.(3)現地再委託(p.29)には「女性企業家ネットワークイベント、レビューワークショップ」とあります。イベント開催に限定せず、レビューワークショップの運営など女性企業家ネットワークに関わる活動の一部を適宜再委託可能と理解して差し支えないでしょうか。	現時点では活動3-2の現地再委託を想定しており、レビューワークショップはコンサルタント主導での実施を想定しております。 活動3-3についても現地再委託での実施が望ましいと考える場合は、ご提案下さい。
23	19	第6条 再委託 再委託契約の仕様・想定規模 表	再委託が認められているベースライン・エンドライン調査の仕様に「40社・機関/月」と記載されていますが、毎月追跡調査をすることが求められているのでしょうか。また、「社・機関」の内訳の想定についてご教示ください。	No.19の回答のとおりです。 「社・機関」の内訳の想定は現時点では決まっておりません。

24	25	(1)当該国における民間セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け	当該ページ3行目、及び、プレ公示への質問の回答で言及された、「KOSGEB総裁等の本邦招へい」(2024年5月)と、「トルコ共和国被災地における女性企業家支援に係る現地調査」(2024年11月～2025年2月)、の報告書あるいは概要を提供いただくことはできないでしょうか。	「KOSGEB総裁等の本邦招へい」(2024年5月)を追加配布いたします。 「トルコ共和国被災地における女性企業家支援に係る現地調査」(2024年11月～2025年2月)については外部公開報告書が無いため配布対象外とさせていただきますが、公示資料に記載したセミナーのHP記事(https://www.jica.go.jp/information/seminar/2024/1564923_52234.html)に参考資料として掲載している当日のJICA発表資料(https://www.jica.go.jp/information/seminar/2024/_jicsFiles/afieldfile/2025/03/28/1564923_01.pdf)が、調査結果のサマリーですので、ご確認ください。
25	25	(2)トルコに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ	「本案件は、震災後の同国で必要とされる中小企業支援を行うことで、JICA 課題別事業戦略(グローバル・アジェンダ)「民間セクター開発」の「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」クラスター事業戦略推進に貢献する。」とあります。アフリカ地域での「カイゼン・アプローチ」普及を目指すAKIクラスターと、トルコの震災後の中小企業支援を行う本事業がどのように関連するか、ご説明願います。	本案件も中小企業向けの非金融サービス拡大という内容を踏まえて、AKIクラスター戦略に関連する事業として位置づけております。
26	25	上から11行目	「個別専門家の派遣を要請した」とあります。配布資料でも本事業の背景として個別専門家派遣が想定されていたようですが、別途本事業に関連する個別専門家が派遣されているのか、枠組み変更を経て本事業が個別専門家派遣にあたる事業となったのか、どちらでしょうか。	本事業が個別専門家派遣にあたります。個別専門家派遣は、長期専門家の派遣だけでなく、短期専門家(シャトル型)の派遣も含みます。
27	26	活動1-3、1-5、2-1、2-2等	別添3 Aide-mémoire Attachment p.2のOriginal Requestでは“mentoring services”と記載されている一方、p.3のRevised Designでは“consultation services”に変更されています。また、企画競争説明書 p.11～12の活動1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、2-3等でも「コンサルテーション・サービス」と記載されています。 本案件において、JICAとして「メンタリング」と「コンサルテーション・サービス」を明確に区別しているのでしょうか。それとも、KOSGEBとの協議を踏まえ、用語・事業内容を「コンサルテーション・サービス」に整理・統一したものと理解してよいでしょうか。	KOSGEBと協議した結果、「メンタリング」は問いかけ・対話中心で伴走し、気づきや成長を促すもの、「コンサルテーション」は問題解決のため分析・提案・実行支援を行うものとして、「メンタリング」と「コンサルテーション・サービス」を区別して記載しています。 なお、案件名は当初の要請時点のまま「メンタリング」としています。
28	26	案件概要表 3.(2) 事業実施期間	「2026年10月～2028年9月」と記載されています。企画競争説明書「第1章企画競争の手続き(p.1)」・「第3章プロポーザル作成に係る留意事項(p.29)」と開始・終了時期が異なりますが、「2026年8月中旬～2028年8月中旬」を正としてよろしいでしょうか。	No.3の回答のとおりです。
29	29	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件	プレ公示時に16.75人月とされていた業務量が15.61人月となっていますが、減少した理由をご教示ください。	業務の詳細検討に伴い変更されたものとなります。
30	30	(5)対象国の便宜供与	執務スペース、家具ともにカウンターパートからの供与「有」とありますが、具体的な場所についてご教示ください。KOSGEB本部(アンカラ)だけでなく、KOSGEB支部(ハタイ、カフマランマラシュ)においても便宜供与があるでしょうか。	カフラマンマラシュ及びハタイにおいても、執務スペース及び家具の供与がございます。

以上

トルコ中小機構（KOSGEB）向け招へいプログラム結果概要

2024 年 5 月

JICA 中東・欧州部

1. 招へい概要

- (1) 日程：2024 年 5 月 12 日～18 日。うち、総裁は 5 月 12 日～15 日。
詳細は別紙 1 のとおり。
- (2) 参加者：KOSGEB 総裁、副総裁、他 11 名（合計 13 名）。被災地の KOSGEB 事務所からの参加者も含む。詳細は別紙 2 のとおり。
- (3) 目的：
- ✓ 東日本大震災で被災した中小零細企業等への支援事例を学ぶ。
 - ✓ 上記（一点目）を通じて、非金融面も含めた日本の中小企業向けの復興支援策を学び、トルコ向け円借款「中小零細企業のための震災後支援事業」及びその他のトルコの被災地における事業での応用を検討する。
 - ✓ 震災後の中小零細企業支援に知見のある日本側関係者（復興庁や独立行政法人中小企業基盤整備機構等）との関係構築を行う。

2. 訪問先概要

1) JICA 本部（5/13（月））

安藤直樹中東・欧州部担当理事との面談。KOSGEB 側から、昨年 12 月に調印した円借款「中小零細企業のための震災後支援事業」で支援した中小零細企業数は 1 万企業以上との報告があり、支援に対する感謝の意が述べられた。また、同席した在京トルコ大使（H.E. Mr. Korkut Güngen）からは、中小零細企業の震災からの復興という文脈だけでなく、その他の分野においても両組織の連携が深化されていくことへの期待が表明された。

2) 中小企業基盤整備機構本部（5/13（月））

日本の中小企業基盤整備機構の金子理事同席のもとで、同機構のビジョンや支援概要の説明が行われ、その後、KOSGEB からも同組織のビジョンや支援概要の説明がなされた。KOSGEB 総裁からは、今後の両機関間の協力関係強化に期待する旨の発言があり、金子理事からは、両機関が行った震災後の支援に関する情報や経験を共有することで、よりよい中小企業支援に繋がっていきたいとの発言があった。

3) 復興庁（5/13（月））

冒頭に宇野統括官と KOSGEB 総裁・副総裁との間で短時間の面談を実施し、復興庁からは英語版の「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」が手交された。その後、後藤参事官から、東日本大震災の被害状況、その後の産業・生業復興のための支援である「グループ補助金」や「二重債務問題への対応」に関する説明、また、東日本大震災後に行った復

興支援に関する取組についての説明、更に、各取組に対する評価や教訓の共有がなされた。参加者からは、13 年間の取組の中でできなかったことや、現在直面している課題に関する質問があり、復興庁からは、震災後の人口流出や人材不足について言及があった。他方で、震災を機に被災地に移住し新規事業を立ち上げる事業者の紹介もあった。

4) 中小企業基盤整備機構東北本部・東北経済産業局 (5/14 (火))

東日本大震災後に中小企業基盤整備機構が行った「仮施設整備事業（被害を受けた地域において、市町村の要請に基づいて、仮設店舗、仮設工場などの施設を市町村と共同して整備したもの）」「復興支援アドバイザーの派遣（地震により被害を受けた各県内の中小企業者等に、企業経営や店舗経営の経験者や中小企業診断士、公認会計士、税理士等の様々な分野の専門家を無料で派遣し、事業計画の作成や事業運営等に係るアドバイスを行うもの）」、今年の能登半島地震後に設立された「能登半島地震 復旧・復興マッチングサイト（中小企業の復旧・復興に直結する案件を被災企業、支援機関等から募集し、全国から支援協力を募り、被災地域や企業につなぐサイト）」等の支援内容の説明が行われた。また、東北経済産業局からは、震災後の金融面での支援である「グループ補助金制度（被災地域の中小企業等のグループが復興事業計画を作成し、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備に対して国が 1/2、県が 1/4 等を補助するもの）」に関する概要説明が行われた。

5) 被災企業訪問①木の屋石巻水産美里工場 (5/14 (火))

本企業は、東日本大震災時、津波により工場が流出、事務所・冷蔵庫・缶詰倉庫全壊、従業員の自宅や車も被災し、石巻魚市場をはじめとする周囲の水産加工団地全体が大きな被害を受けたが、「グループ補助金制度」を使用し、事業継続に必要な設備を整備し、事業を再開し、2022 年には自社最大の売り上げを記録した。KOSGEB からは、訪問を通して、震災後の中小企業支援の効果を直接学ぶことができ有益だったとの感想があった。

6) 被災企業訪問②島津麴店 (5/14 (火))

本企業は、東日本大震災の津波により 1m40cm くらいまで浸水し、川からの氾濫泥水により事業に必要な木道具等は 9 割 9 分破棄しなければならなかった。また、震災から 3 年は店の周りの粉塵等の影響から業務をできなかったが、「グループ補助金制度」（2000 万円程度）の支援を受け、8 割は必要な設備への投資、2 割は店や設備のクリーニングにあてたことで事業を再建してきた。補助金で生産体制を機械化したことで、通年で原料である生糞が生産できるようになり、売上の安定化に繋がった。以上のような話が共有されるとともに、KOSGEB からの参加者は企業の見学や試食を行った。

7) 岩手陸前高田・東日本大震災津波伝承館 (5/15 (水))

被災物の展示、被災の現場をとらえた写真・映像、被災者の声や記録等を通して、東日本大震災の地震と津波による被害の大きさとこれらの経験・教訓が訪問者に伝えられた。

8) 陸前高田前市長・戸羽太氏の講演 (5/15 (水))

2011 年から 3 期に渡り陸前高田市長を務めた戸羽太氏を特別講師として、震災後戸羽氏のイニシアティブによって実施した「復興イベント（津波で店舗を失った店が仮店舗を使用し出店し、約 2 万人が訪れたもの）」の概要や、陸前高田市が独自に行った「被災中小企業事業再開補助金（事業再開に必要な資金について 50 万円を限度として補助するもの）」等の中小零細企業支援策を中心に講演が行われた。講演の中では、国の政策が必ずしも被災地のニーズを網羅できているとは限らないため、被災地のニーズをより理解するための被災者との対話を繰り返し行うことの重要性や、街づくりの際に行政側の意見だけではなく被災企業からの意見を取り入れることの重要性に関する説明があり、KOSGEB 側との意見交換も活発に行われた。

9) 陸前高田元市役所からの支援に関する講話 (5/15 (水))

2011 年当時に陸前高田市役所に所属し、中小零細企業支援に行政側として携わっていた阿倍勝氏、村上幸司氏、永山悟氏を講師として、陸前高田市が独自に行った補助金制度「被災中小企業事業修繕補助金（施設や機械装置の修繕にかかった費用の 50%を補助するもの）」の概要や、津波で被害を受けた後に事業所を再建するための「土地の基盤整備事業」に関する説明を受けた。講師からは、今後も起こることが想定される地震や津波の被害を軽減するための「減災」のコンセプトを取り入れた街づくりや、行政だけではなく事業者の意見を取り込みながら街づくりを行うことの重要性についての説明があった。

10) 被災企業目線での震災後中小零細企業支援に関する講話 (5/16 (木))

2011 年当時から陸前高田で商工会の会長兼株式会社山十代表取締役を務める伊東考氏、株式会社東京屋の代表取締役小笠原修氏、株式会社いわ井の代表取締役を務める磐井正篤氏を講師として、「プレハブ仮設店舗建設」や「グループ補助金」等の政府による支援策とその効果に関する説明を（企業視点から）受けた。陸前高田では、行政との連携が上手くいかず「陸前高田未来商店街」という仮設商店街を建設するまでに 2 年の時間を要したことが事業者にとって大きな痛手となったという話の共有があった。他方で、2015 年からグループ補助金制度の中に、「新分野事業（事業者が既に行っていた事業とは別の新しい事業を追加、または事業転換してもグループ補助金の対象になるというもの）」が追加されたことがよかったという説明があった。講師の 1 人である小笠原氏からは、震災前は婦人服販売のみを行っていたものの、新分野事業が追加されたことにより、カフェを併設することができ、収益の安定化につながったといったような具体例の紹介もあった。KOSGEB 側からも現在のトルコの被災地の状況や KOSGEB の支援に関する説明を行った。

3. 参加者からの感想

- ・ 中小機構東北本部の講義を通じて、震災後の支援において、金融面だけでなく「復興アドバイザーサービス」のような非金融面での支援の重要性を感じた。今後このようなアドバイザー支援について勉強し、KOSGEB でもこのような非金融面での支援を行うことを検討したい。
- ・ 仙台の木の屋石巻水産の工場の訪問では、中小機構の支援を受け、どのように被災した中小企業が復旧・復興してきたのかを現場で見て理解することができ有益だった。
- ・ 中小企業基盤整備機構や復興庁での講義のほか、特に被災地の小規模の企業が、強い意志を持って津波で破壊された工場を再建して事業を継続している姿は、トルコの事例の参考になるものだった。島津麴店店長のお話は大変印象深かった。
- ・ 陸前高田市の高田松原津波復興祈念公園の資料館の訪問は、去年の震災の状況を思いだすこともあり、とても印象に残った。日本とトルコは同じような震災を経験していることから経験の共有ができる国だと感じた。また、伝承館は、震災を経験していない人が当時の状況を知り、理解することができる貴重な施設であると感じた。
- ・ 陸前高田市の前市長の戸羽氏の話は深く心に響き、非常事態において行政が被災者である市民の声に耳を傾け、被災地のニーズにあった支援策を策定することの重要性を再認識した。
- ・ マラティアの状況は訪問した岩手の陸前高田市の状況と似ていた。マラティアの中心街も地下水の問題があり、現在どのように地下水を処理し、土地利用をするのかを検討している。マラティアも陸前高田のように今後かさ上げ等を行い、土地の整備を行っていくことが想定され、元のような状態に戻るには5～6年の月日がかかることが想定される。この期間に、事業者がマラティアから移動せずに、マラティアで事業を継続し続けてもらうための支援策を検討しなければならないと感じた。
- ・ トルコと日本はコンテキストが異なるが、陸前高田の被災事業者の話では、被災者がグループ補助金を申請する際に、多くの書類や煩雑な手続きを行わなければならない、被災者側に大きな負担があったということだった。KOSGEB が現在行っている被災企業支援のプロジェクトでは、データベースシステムを活用し、できるだけ被災者が書類を出さずに済む仕組みを導入してしる。今回の話を聞いて、自分たちの被災企業支援の在り方が間違っていなかったことを再確認することができた。
- ・ 今後、トルコでもまた大地震が起こることが予想されるため、次の地震に備える支援（中小企業向け含む）の検討も必要だと感じた。中小企業の BCP（事業継続計画）の策定支援についても引き続き行っていきたい。
- ・ トルコの震災後元の状況に戻れるのか不安を感じていたが、今回の招へいを通じて、“Build Back Better”のコンセプトで以前もよりよい街づくりのために取り組んでいる話を聞き、トルコの被災地でも同様に取り組みたいと考えられるようになった。また、13 年前に津波で全てを流された状況から復興した陸前高田を見て希望をもてた。

4. 招へいプログラムの様子

5月13日 JICA 本部安藤理事との面談



5月13日在京トルコ大使館でのレセプション



5月13日中小機構本部での面談
(金子理事と KOSGEB 総裁)



5月13日復興庁での面談
(宇野統括官と KOSGEB 総裁、副総裁)



5月13日復興庁での講義の様子



5月14日中小機構東北本部での講義の様子



5月14日被災企業訪問①（外観）



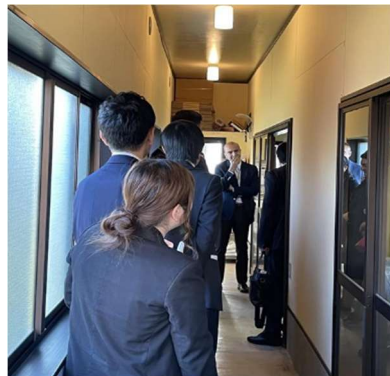
5月14日被災企業訪問①



5月14日被災企業訪問②（企業外観）



5月14日被災企業訪問②



5月15日陸前高田東日本大震災津波伝承館訪問



5月15日陸前高田戸羽前市長の講演



5月15日陸前高田元市役所職員の講話



陸前高田の街づくりに関する説明の様子



5月16日陸前高田被災企業の講話



5月16日陸前高田被災企業の講話



招へい全体日程

日付	時間	プログラム内容	KOSGEB総裁日程
5/12(日)	2:00 ~ 19:20	羽田着TK198 (イスタンブール⇒羽田)	左記同じ
	20:20 ~ 21:00	移動 (羽田空港⇒宿舎)	
5/13(月)	10:15 ~ 10:45	JICAブリーフィング	左記同じ
	10:45 ~ 11:15	JICA本部理事面談	
	11:25 ~ 11:50	移動 (JICA本部⇒トルコ大使館)	
	13:35 ~ 14:05	移動 (トルコ大使館⇒経済産業省中小企業庁)	
	14:15 ~ 15:00	中小企業基盤整備機構	
	15:30 ~ 17:00	復興庁	
5/14(火)	9:08 ~ 10:39	はやぶさ11号 (東京⇒仙台)	左記同じ
	12:15 ~ 13:05	中小機構東北本部 (東北経産局も同席)	
	14:40 ~ 15:40	木の屋石巻水産美里工場 (概況説明、工場見学)	
	16:40 ~ 17:40	島津麴店 (概況説明、工場見学)	
5/15(水)	12:50 ~ 14:00	高田松原津波復興祈念公園内	移動 (仙台⇒東京) TK19921 : 55羽田発→
	14:30 ~ 16:00	前市長・戸羽太様の講演	
	16:30 ~ 18:00	行政側からの支援に関する講演 阿部勝様 (都市計画課) 村上幸司様 (商工観光課長) 永山悟様 (都市計画課) (90分)	
5/16(木)	10:30 ~ 12:00	被災事業者の立場からみた支援に関する講演について 磐井様、小笠原様、伊東孝様	
	15:57 ~ 17:32	はやぶさ30号 (仙台⇒東京)	
5/17(金)	9:00 ~ 10:30	まとめ(JICA本部)	
5/18(土)	10:35 ~ 17:45	TK51 (成田⇒イスタンブール)	

KOSGEB 参加者一覧

- Mr. Ahmet Serdar İBRAHİMCİOĞLU 総裁
- Mr. Bilal KENDİRCİ 副総裁
- Ms. Ceyda GAZEL 課長
- Ms. Neriman Pınar IŞIN 課長
- Ms. Elçin YANARCA DELİBALCI 職員
- Ms. Sayime ÇELİK 職員
- Mr. Ugur KOCAŞ 職員
- Mr. Murat ALTUN 職員
- Mr. Mestan AYDIN 職員
- Mr. Aydın Can TAŞKESEN カフラマンマラシュ事務所職員
- Mr. Cebail DEMİRHAN マラティア事務所職員
- Mr. Mustafa KELEŞ アディヤマン事務所職員
- Mr. Ökkeş YÜCEL ハタイ事務所職員

以上 13 名